

# 鳥取県消費者教育推進地域協議会運営要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県消費者教育推進地域協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

## (調査審議する事項)

第2条 協議会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 県内における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関する事項
- (2) 鳥取県消費者教育推進計画の作成又は変更に関する事項

## (組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

## (委員)

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

## (会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長の職務を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会の会議は、協議会の庶務を行う所属の長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (部会)

第7条 協議会に部会として「教材・啓発資料等検討部会」及び「『思いやり消費』普及検討部会」を置く。

- 2 前項の部会に属する委員は、会長が指名する。

## (庶務)

第8条 協議会の庶務は、鳥取県生活環境部くらしの安心局消費生活センターにおいて行う。

## 附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成28年4月22日から施行する。